令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月6日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社サンユー（法人番号：8011701008595）　代表者　小野　伊三夫
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都江戸川区東小岩1-30-1 （西東京営業所）　東京都武蔵村山市榎3-51-2-106
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第20条
（６）違反行為の概要	令和5年9月4日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　12点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月6日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社光交通（法人番号：6040002069479）　代表者　鈴木　光男
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県袖ケ浦市久保田2223-3 （本社営業所）千葉県袖ケ浦市久保田2223-3
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　120日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和5年6月8日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　12点 当該事業者の累積点数　12点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月6日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社東日本観光バス（法人番号：3040002059094）　代表者　湯　曄
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県印西市草深字原2373-1 （本社営業所）　千葉県印西市草深字原2373-1
（４）行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第29条
（６）違反行為の概要	令和5年11月20日及び令和5年12月13日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(3)事故の未届出(道路運送法第29条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　1点 当該事業者の累積点数　1点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月6日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社亜細亜交通社大功バス（法人番号：9040001044835）　代表者　飯田　忠光
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県成田市寺台242-3 （本社営業所）千葉県成田市寺台242-3
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和5年11月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業の休廃止の未届出(道路運送法第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)